

令03原機(再)037
令和3年11月30日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
再処理施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第50条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請します。

再処理施設保安規定の変更の内容及び理由

再処理施設保安規定に係る変更の内容及び変更の理由は、次のとおりである。
なお、変更の内容等の詳細は、別表に示す。

1. 変更の内容

安全・核セキュリティ統括部の組織改正に伴い、次のとおり変更する。

(1) 「組織及び職務」に関する変更

- ①本部組織の「安全・核セキュリティ統括部」を「安全・核セキュリティ統括本部」及びその下部組織の「安全管理部」として組織改正するため、第4条（保安管理組織）に係る記載を変更する。
- ②「安全・核セキュリティ統括本部長」の職務を新設するため、第5条の3（安全・核セキュリティ統括本部長）に係る記載を追加する。
- ③「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため、第5条の3（安全・核セキュリティ統括部長）を第5条の4（安全管理部長）に変更するとともに、記載の適正化を行う。
- ④第I-1図について、組織改正を反映した図に変更する。

(2) 上記(1)の変更に伴う第51条の4（品質マネジメント計画）に関する変更

- ①本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」に変更するため、「5.5.2 管理責任者」の記載を変更する。
- ②人的資源を含む資源の確保について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため、「6.1 資源の確保」及び「6.2.1 一般」の記載を変更する。
- ③使用済燃料の再処理の事業に関する規則に基づく記録に係る記録保管責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全管理部長」に変更するため、第I-6表の記載を変更する。
- ④「安全・核セキュリティ統括部長」の業務プロセスを「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」に分担するため、第I-2図の記載を変更する。
- ⑤その他の「安全・核セキュリティ統括部長」の記載は「安全管理部長」に変更する。

2. 変更の理由

安全・核セキュリティ統括部の組織改正に伴う変更

以下の理由により、安全・核セキュリティ統括部の組織改正を行うため、保安規定を変更する。

- (1) 機構における安全、核セキュリティ、保障措置の業務については、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきたが、機構全体の安全管理及び核セキュリティ管理の機能を向上させ、機構横断的なガバナンスの強化を図るため、安全・核セキュリティ統括部に代わり、機構経営の直轄機能を有する「安全・核セキュリティ統括本部」を新たに設置するとともに、その傘下に「安全管理部」及び「核セキュリティ管理部」の2部を置く体制とする。
- (2) 安全・核セキュリティ統括本部長を「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」とすることにより、理事長を補佐して原子炉施設等の安全管理について機構横断的な活動を統理するとともに、原子炉施設等の安全管理に係る理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講じることができる体制を構築し、安全管理に関するガバナンス強化を図る。また、同統括本部長は、その職務を誠実に遂行することを明確にする。
- (3) 安全・核セキュリティ統括本部担当理事を「本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者」とすることにより、品質マネジメント活動に関する内部統制の強化を図る。
- (4) これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた業務のうち、安全管理に係る業務については安全管理部、核セキュリティ・保障措置に係る業務については核セキュリティ管理部が実施する体制とし、従来の業務をもれなく両部に移管するとともに、両部長が専属でそれぞれの業務を管理することにより、機能強化を図る。
- (5) 安全管理部においては、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた再処理施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務等を行う。
- (6) 核セキュリティ管理部においては、核セキュリティ及び保障措置の各活動に関して、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた機構内の核セキュリティ管理に係る業務の総合調整、指導及び支援業務、機構全体に対するアセスメント（内部監査に相当）並びに各種委員会の事務局に関する業務を行う。ただし、核セキュリティ管理部は、再処理施設の保安に関与しないため、保安規定上の保安活動組織に含めない。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定

新 旧 対 照 表

令和3年 11月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 I 編 総則 第 1 章 通則</p> <p>第 1 条 ～ 第 3 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 組織及び職務</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 組 織</p> <p>(保安管理組織)</p> <p>第 4 条 再処理施設に係る保安活動を実施するための組織は、次の号に掲げる管理職位、核燃料取扱主任者、核燃料取扱主務者及び委員会で構成する。機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び契約部長をいう。</p> <p>(1) 理事長</p> <p>(2) 統括監査の職</p> <p>(3) 管理責任者</p> <p>1) 監査プロセスの管理責任者</p> <p>2) 本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者</p> <p>3) 核燃料サイクル工学研究所（以下「研究所」という。）の管理責任者（以下「研究所の管理責任者」という。）</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u></p> <p>(5) 契約部長</p> <p>(6) 核燃料サイクル工学研究所担当理事（以下「研究所担当理事」という。）</p> <p>(7) 核燃料サイクル工学研究所長（以下「所長」という。）</p> <p>(8) 再処理廃止措置技術開発センター長（以下「センター長」という。）</p> <p>(9) 当直長</p> <p>(10) 廃止措置推進室長</p> <p>(11) 技術部長</p> <p>(12) ガラス固化部長</p> <p>(13) 施設管理部長</p> <p>(14) 環境保全部長</p> <p>(15) 技術管理課長</p> <p>(16) 品質保証課長</p> <p>(17) 核物質管理課長</p> <p>(18) ガラス固化管理課長</p> <p>(19) ガラス固化技術課長</p> <p>(20) ガラス固化処理課長</p>	<p style="text-align: center;">第 I 編 総則 第 1 章 通則</p> <p>第 1 条 ～ 第 3 条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 組織及び職務</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 組 織</p> <p>(保安管理組織)</p> <p>第 4 条 再処理施設に係る保安活動を実施するための組織は、次の号に掲げる管理職位、核燃料取扱主任者、核燃料取扱主務者及び委員会で構成する。機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>及び契約部長をいう。</p> <p>(1) 理事長</p> <p>(2) 統括監査の職</p> <p>(3) 管理責任者</p> <p>1) 監査プロセスの管理責任者</p> <p>2) 本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者</p> <p>3) 核燃料サイクル工学研究所（以下「研究所」という。）の管理責任者（以下「研究所の管理責任者」という。）</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括本部長</u></p> <p>(5) <u>安全管理部長</u></p> <p>(6) 契約部長</p> <p>(7) 核燃料サイクル工学研究所担当理事（以下「研究所担当理事」という。）</p> <p>(8) 核燃料サイクル工学研究所長（以下「所長」という。）</p> <p>(9) 再処理廃止措置技術開発センター長（以下「センター長」という。）</p> <p>(10) 当直長</p> <p>(11) 廃止措置推進室長</p> <p>(12) 技術部長</p> <p>(13) ガラス固化部長</p> <p>(14) 施設管理部長</p> <p>(15) 環境保全部長</p> <p>(16) 技術管理課長</p> <p>(17) 品質保証課長</p> <p>(18) 核物質管理課長</p> <p>(19) ガラス固化管理課長</p> <p>(20) ガラス固化技術課長</p> <p>(21) ガラス固化処理課長</p>	<p>○本部組織の「安全・核セキュリティ統括部」を「安全・核セキュリティ統括本部」及びその下部組織の「安全管理部」として組織改正するため (以下同じ)</p> <p>○号番号の繰下げのため (以下同じ)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>(21) 施設管理課長 (22) 前処理施設課長 (23) 化学処理施設課長 (24) 転換施設課長 (25) 施設保全課長 (26) 分析課長 (27) 環境管理課長 (28) 処理第1課長 (29) 処理第2課長 (30) 工務技術部長 (31) 管理課長 (32) 運転課長 (33) 施設営繕課長 (34) 保安管理部長 (35) 安全対策課長 (36) 危機管理課長 (37) 施設安全課長 (38) 放射線管理部長 (39) 線量計測課長 (40) 環境監視課長 (41) 放射線管理第2課長 (42) 核燃料取扱主任者 (43) 核燃料取扱主務者 (44) 中央安全審査・品質保証委員会 (45) 核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会 (46) 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会 (47) 再処理施設安全専門委員会</p>	<p>(22) 施設管理課長 (23) 前処理施設課長 (24) 化学処理施設課長 (25) 転換施設課長 (26) 施設保全課長 (27) 分析課長 (28) 環境管理課長 (29) 処理第1課長 (30) 処理第2課長 (31) 工務技術部長 (32) 管理課長 (33) 運転課長 (34) 施設営繕課長 (35) 保安管理部長 (36) 安全対策課長 (37) 危機管理課長 (38) 施設安全課長 (39) 放射線管理部長 (40) 線量計測課長 (41) 環境監視課長 (42) 放射線管理第2課長 (43) 核燃料取扱主任者 (44) 核燃料取扱主務者 (45) 中央安全審査・品質保証委員会 (46) 核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会 (47) 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会 (48) 再処理施設安全専門委員会</p>	<p>○号番号の繰下げのため (以下同じ)</p>
<p>2 前項の保安管理組織は、第I-1図のとおりとする。 3 第1項第11号から第14号までに掲げる者を「センター内各部長」という。 4 第1項第15号から第17号までに掲げる者を「技術部内各課長」という。 5 第1項第18号から第20号までに掲げる者を「ガラス固化部内各課長」という。 6 第1項第21号から第26号までに掲げる者を「施設管理部内各課長」という。 7 第1項第27号から第29号までに掲げる者を「環境保全部内各課長」という。 8 第1項第15号から第29号までに掲げる者を「センター内各課長」という。 9 第1項第31号から第33号までに掲げる者を「工務技術部内各課長」という。 10 第1項第35号から第37号までに掲げる者を「保安管理部内各課長」という。 11 第1項第39号から第41号までに掲げる者を「放射線管理部内各課長」という。</p>	<p>2 前項の保安管理組織は、第I-1図のとおりとする。 3 第1項第12号から第15号までに掲げる者を「センター内各部長」という。 4 第1項第16号から第18号までに掲げる者を「技術部内各課長」という。 5 第1項第19号から第21号までに掲げる者を「ガラス固化部内各課長」という。 6 第1項第22号から第27号までに掲げる者を「施設管理部内各課長」という。 7 第1項第28号から第30号までに掲げる者を「環境保全部内各課長」という。 8 第1項第16号から第30号までに掲げる者を「センター内各課長」という。 9 第1項第32号から第34号までに掲げる者を「工務技術部内各課長」という。 10 第1項第36号から第38号までに掲げる者を「保安管理部内各課長」という。 11 第1項第40号から第42号までに掲げる者を「放射線管理部内各課長」という。</p>	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 2 節 管理職位の職務</p> <p>(理事長) 第 5 条 理事長は、再処理施設の保安に係る業務を総理する。</p> <p>(統括監査の職) 第 5 条の 2 統括監査の職は、再処理施設の保安に関する品質マネジメント活動の内 部監査の業務を行う。</p> <p><u>(安全・核セキュリティ統括部長)</u> 第 5 条の 3 <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、再処理施設<u>の保安に係る本部の</u>品質 マネジメント活動に<u>係る保安上の</u>業務を行う。</p> <p>(契約部長) 第 5 条の 4 契約部長は、再処理施設の調達管理に関する本部契約に係る業務を行う。</p> <p>(研究所担当理事) 第 5 条の 5 研究所担当理事は、理事長を補佐し、再処理施設の保安に係る業務を統 理する。</p> <p>第 6 条 ～ 第 44 条 (省略)</p> <p>第 3 節 核燃料取扱主任者 第 45 条 ～ 第 49 条 (省略)</p> <p>第 4 節 委員会 第 49 条の 2 ～ 第 51 条 (省略)</p> <p>第 5 節 独立検査組織 第 51 条の 2 ～ 第 51 条の 2 (省略)</p> <p>(事業者検査の独立性の確保) 第 51 条の 2 の 2 品質保証課長は、検査の独立性の観点から、検査対象となる設備等</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 管理職位の職務</p> <p>(理事長) 第 5 条 理事長は、再処理施設の保安に係る業務を総理する。</p> <p>(統括監査の職) 第 5 条の 2 統括監査の職は、再処理施設の保安に関する品質マネジメント活動の内 部監査の業務を行う。</p> <p><u>(安全・核セキュリティ統括本部長)</u> <u>第 5 条の 3 安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理</u> <u>事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次条に規定する本部</u> <u>としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、</u> <u>理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>(安全管理部長)</u> 第 5 条の 4 <u>安全管理部長</u>は、<u>研究所の再処理施設における</u>品質マネジメント活動に <u>関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動</u> <u>に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する</u>業務を行う。</p> <p>(契約部長) 第 5 条の 5 契約部長は、再処理施設の調達管理に関する本部契約に係る業務を行う。</p> <p>(研究所担当理事) 第 5 条の 6 研究所担当理事は、理事長を補佐し、再処理施設の保安に係る業務を統 理する。</p> <p>第 6 条 ～ 第 44 条 (変更なし)</p> <p>第 3 節 核燃料取扱主任者 第 45 条～第 49 条 (変更なし)</p> <p>第 4 節 委員会 第 49 条の 2～第 51 条 (変更なし)</p> <p>第 5 節 独立検査組織 第 51 条の 2 ～ 第 51 条の 2 (変更なし)</p> <p>(事業者検査の独立性の確保) 第 51 条の 2 の 2 品質保証課長は、検査の独立性の観点から、検査対象となる設備等</p>	<p>○「安全・核セキュリティ 統括本部長」の職務を新設 するため</p> <p>○「安全・核セキュリティ 統括部長」の職務を「安全 管理部長」の職務に変更す るとともに、記載の適正化 を行うため</p> <p>○条番号の繰下げのため (以下同じ)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>の運転・保守管理に関与しない者に検査を実施させる。</p> <p>2 第4条第1項各号（第16号を除く。）に掲げる職位等は、品質保証課長が行う事業者検査の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 品質マネジメント</p> <p>第51条の3 （省略）</p> <p>（品質マネジメント計画）</p> <p>第51条の4 再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的 （省略）</p> <p>2. 適用範囲 （省略）</p> <p>3. 定義 （省略）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項 （省略）</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般 （省略）</p> <p>4.2.2 品質マニュアル （省略）</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>a) 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>b) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、研究所の「文書・記録管理要領書」を定め、センター長及び管理支援部門各部長は、文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p>	<p>の運転・保守管理に関与しない者に検査を実施させる。</p> <p>2 第4条第1項各号（第17号を除く。）に掲げる職位等は、品質保証課長が行う事業者検査の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 品質マネジメント</p> <p>第51条の3 （変更なし）</p> <p>（品質マネジメント計画）</p> <p>第51条の4 再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的 （変更なし）</p> <p>2. 適用範囲 （変更なし）</p> <p>3. 定義 （変更なし）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項 （変更なし）</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般 （変更なし）</p> <p>4.2.2 品質マニュアル （変更なし）</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>a) 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>b) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 安全管理部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、研究所の「文書・記録管理要領書」を定め、センター長及び管理支援部門各部長は、文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p>	<p>○番号の変更のため</p> <p>○「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>i) 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できるようにする。</p>	<p>b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>i) 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できるようにする。</p>	
<p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、研究所の「文書・記録管理要領書」を定め、センター長及び管理支援部門各部長は、文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p>	<p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、研究所の「文書・記録管理要領書」を定め、センター長及び管理支援部門各部長は、文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p>	<p>○「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>
<p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与 (省略)</p> <p>5.2 原子力の安全の重視 (省略)</p> <p>5.3 品質方針 (省略)</p> <p>5.4 計画 (省略)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限 (省略)</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを除く。)においては<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、研究所においては研究所担当理事を管理責</p>	<p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与 (変更なし)</p> <p>5.2 原子力の安全の重視 (変更なし)</p> <p>5.3 品質方針 (変更なし)</p> <p>5.4 計画 (変更なし)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限 (変更なし)</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを除く。)においては<u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事</u>、研究所においては研究所担当理事</p>	<p>○本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」に変更するため</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者 (省略)</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション (省略)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー (省略)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、契約部長、研究所担当理事、所長、センター長及び管理支援部門各部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源 (要員の力量)</p> <p>(2) インフラストラクチャ (個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系)</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、研究所担当理事、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) センター長及び管理支援部門各部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練</p>	<p>を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者 (変更なし)</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション (変更なし)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー (変更なし)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、契約部長、研究所担当理事、所長、センター長及び管理支援部門各部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源 (要員の力量)</p> <p>(2) インフラストラクチャ (個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系)</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、研究所担当理事、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) センター長及び管理支援部門各部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練</p>	<p>○資源の確保について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>○人的資源の確保について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)の a)から e)に準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ (省略)</p> <p>6.4 作業環境 (省略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 所長、センター長及び管理支援部門各部長は、再処理施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等(保安規定に基づく保安活動)について業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次文書)を第I-4図のとおり策定する。</p> <p>(2) センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次文書)に基づき、個別業務に必要な計画(三次文書:マニュアル、手引き、手順等)を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性(業務の計画を変更する場合を含む。)を確保する。</p> <p>(4) 所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、業務の計画の策定及び変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。))を含む。)に当たっては、次の事項について個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</p> <p>b) 業務・再処理施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・再処理施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・再処理施設のための使用前自主検査、定期事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p>	<p>に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) <u>安全管理部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)の a)から e)に準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ (変更なし)</p> <p>6.4 作業環境 (変更なし)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 所長、センター長及び管理支援部門各部長は、再処理施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等(保安規定に基づく保安活動)について業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次文書)を第I-4図のとおり策定する。</p> <p>(2) センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次文書)に基づき、個別業務に必要な計画(三次文書:マニュアル、手引き、手順等)を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性(業務の計画を変更する場合を含む。)を確保する。</p> <p>(4) 所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、業務の計画の策定及び変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。))を含む。)に当たっては、次の事項について個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</p> <p>b) 業務・再処理施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・再処理施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・再処理施設のための使用前自主検査、定期事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p>	<p>○「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>e) 業務・再処理施設のプロセス及びその結果が業務・再処理施設に係る要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (4.2.4 参照)</p> <p>(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において再処理施設の保安活動を支援する場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p>	<p>e) 業務・再処理施設のプロセス及びその結果が業務・再処理施設に係る要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (4.2.4 参照)</p> <p>(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) 安全管理部長、契約部長は、本部において再処理施設の保安活動を支援する場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p>	<p>○「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>
7.2 業務・再処理施設に対する要求事項に関するプロセス (省略)	7.2 業務・再処理施設に対する要求事項に関するプロセス (変更なし)	
7.3 設計・開発 (省略)	7.3 設計・開発 (変更なし)	
7.4 調達 (省略)	7.4 調達 (変更なし)	
7.5 業務の実施 (省略)	7.5 業務の実施 (変更なし)	
7.6 監視機器及び測定機器の管理 (省略)	7.6 監視機器及び測定機器の管理 (変更なし)	
8. 評価及び改善	8. 評価及び改善	
8.1 一般	8.1 一般	
<p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを 8.2 から 8.5 に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a) 業務に対する要求事項の適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が容易に利用できるようにする。</p>	<p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを 8.2 から 8.5 に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a) 業務に対する要求事項の適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が容易に利用できるようにする。</p>	<p>○「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>
8.2 監視及び測定	8.2 監視及び測定	
8.2.1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見	
<p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション (7.2.3 参照) により情報を入手し、監視する。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p>	<p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション (7.2.3 参照) により情報を入手し、監視する。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p>	<p>○「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>8.2.2 内部監査 (省略)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の実施時期</p> <p>b) 監視測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画に定めた結果を得ることができることを実証するものとする。</p> <p>(4) 所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、プロセスの監視及び測定の状態について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験 (省略)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、センター長及び管理支援部門各部長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センター長及び管理支援部門各部長は「不適合管理及び是正処置・未然防止処置規則」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、業務・再処理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、次のいずれかの方法により、不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限を持つ者が、特別採用によ</p>	<p>8.2.2 内部監査 (変更なし)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の実施時期</p> <p>b) 監視測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画に定めた結果を得ることができることを実証するものとする。</p> <p>(4) 所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、プロセスの監視及び測定の状態について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験 (変更なし)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全管理部長</u>、センター長及び管理支援部門各部長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センター長及び管理支援部門各部長は「不適合管理及び是正処置・未然防止処置規則」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、業務・再処理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、次のいずれかの方法により、不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限を持つ者が、特別採用によ</p>	<p>○「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>○「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため (以下同じ)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>て、その使用、リリース（次工程への引渡し）又は合格と判断することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(5) 所長は、再処理施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、前項の報告を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータを明確にし、収集し、分析する。当該データには、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見（8.2.1参照）</p> <p>b) 業務・再処理施設に対する要求事項への適合性（8.2.3及び8.2.4参照）</p> <p>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び再処理施設の特性及び傾向（8.2.3及び8.2.4参照）</p> <p>d) 供給者の能力</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門各課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向</p>	<p>て、その使用、リリース（次工程への引渡し）又は合格と判断することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(5) 所長は、再処理施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の報告を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータを明確にし、収集し、分析する。当該データには、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見（8.2.1参照）</p> <p>b) 業務・再処理施設に対する要求事項への適合性（8.2.3及び8.2.4参照）</p> <p>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び再処理施設の特性及び傾向（8.2.3及び8.2.4参照）</p> <p>d) 供給者の能力</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門各課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継</p>	<p>○「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため (以下同じ)</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p>上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、所長、センター長及び管理支援部門各部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センター長及び管理支援部門各部長は不適合管理並びに是正及び未然防止処置に関する要領に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>a) 不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。）</p> <p>b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定</p> <p>c) 類似の不適合等の有無又は当該類似の不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <p>a) 計画において実施した保安活動の改善のために実施した処置の変更</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、所長、センター長及び管理支援部門各部長は、他の原子力施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センター長及び管理支援部門各部長は不適合管理並びに是正及び未然防止処置に関する要領に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支</p>	<p>継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全管理部長</u>、所長、センター長及び管理支援部門各部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センター長及び管理支援部門各部長は不適合管理並びに是正及び未然防止処置に関する要領に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>a) 不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。）</p> <p>b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定</p> <p>c) 類似の不適合等の有無又は当該類似の不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <p>a) 計画において実施した保安活動の改善のために実施した処置の変更</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全管理部長</u>、所長、センター長及び管理支援部門各部長は、他の原子力施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センター長及び管理支援部門各部長は不適合管理並びに是正及び未然防止処置に関する要領に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長</p>	<p>○「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため (以下同じ)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

現 行	改 正 後	備考
<p>援部門内各課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、適切な未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の再処理事業者と共有することも含む。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。</p> <p>第4章 削除</p> <p>第5章 保安教育訓練</p> <p>(保安教育)</p> <p>第52条 理事長は、再処理施設に係る役員の教育計画を定める。</p> <p>2 所長は、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておく。</p> <p>3 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、品質マネジメント計画に基づき、従業員に対する教育訓練に関して、次の各号に掲げる事項を考慮した計画を定め、文書化する。</p> <p>(1) 業務に必要な力量 (2) 必要な力量が持てるような教育・訓練の方法 (3) 教育・訓練の有効性の評価 (4) 原子力安全に関する従業員個々の役割と品質目標との関連 (5) 教育・訓練の記録</p> <p>4 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、第3項の計画に従い従業員に対する保安教育に関する教育方針を定め、次の各号に掲げる事項のうち、第I-1-(2)表に従い、必要な保安教育を行う。</p> <p>(1) 関係法令、保安規定、事業指定申請書及び廃止措置計画に関すること (2) 再処理施設の構造、性能及び操作に関すること (3) 廃止措置に関すること (4) 放射線管理に関すること (5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること (6) 臨界安全設計及び臨界管理に関すること (7) 非常の場合に採るべき処置に関すること (8) その他、安全上重要な技術上の注意事項、過去の事故事例等の再処理施設に係る保安に関する必要な知識及び技能 (9) 保安活動に係る品質マネジメント活動に関すること</p> <p>5 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、前項の教育の実施に当たっては、第</p>	<p>は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、適切な未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の再処理事業者と共有することも含む。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。</p> <p>第4章 削除</p> <p>第5章 保安教育訓練</p> <p>(保安教育)</p> <p>第52条 理事長は、再処理施設に係る役員の教育計画を定める。</p> <p>2 所長は、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておく。</p> <p>3 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、品質マネジメント計画に基づき、従業員に対する教育訓練に関して、次の各号に掲げる事項を考慮した計画を定め、文書化する。</p> <p>(1) 業務に必要な力量 (2) 必要な力量が持てるような教育・訓練の方法 (3) 教育・訓練の有効性の評価 (4) 原子力安全に関する従業員個々の役割と品質目標との関連 (5) 教育・訓練の記録</p> <p>4 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、第3項の計画に従い従業員に対する保安教育に関する教育方針を定め、次の各号に掲げる事項のうち、第I-1-(2)表に従い、必要な保安教育を行う。</p> <p>(1) 関係法令、保安規定、事業指定申請書及び廃止措置計画に関すること (2) 再処理施設の構造、性能及び操作に関すること (3) 廃止措置に関すること (4) 放射線管理に関すること (5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること (6) 臨界安全設計及び臨界管理に関すること (7) 非常の場合に採るべき処置に関すること (8) その他、安全上重要な技術上の注意事項、過去の事故事例等の再処理施設に係る保安に関する必要な知識及び技能 (9) 保安活動に係る品質マネジメント活動に関すること</p> <p>5 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、前項の教育の実施に当たっては、第</p>	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>I-1-(2)表に定める保安教育に係る年度計画を策定する。</p> <p>6 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、保安教育に係る年度計画の策定に当たっては、核燃料取扱主任者の参画を求めるとともに、策定した年度計画の承認を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>7 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、従業員のうち、新たに着任した者に対し、その着任後速やかに第I-1-(2)表に従い、必要な保安教育を実施する。ただし、既に教育を施されている項目については省略することができる。</p> <p>8 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、第5項の計画に従って実施した教育の有効性を評価し、受講した従業員の技能及び経験を含め、その結果を記録する。</p> <p>9 放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、再処理施設に係る業務を行う者に対して行う保安教育については、第3項から第8項を準用する。</p> <p>10 安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長は、再処理施設に係る保安活動を行う者に対して行う品質マネジメントに関する事項の教育について、第3項を準用する。</p> <p>11 廃止措置推進室長、センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、第103条第3項に基づき緊急作業に従事する要員（以下「緊急作業に従事する要員」という。）として選定を受けようとする者に対し、第I-1-(3)表に従い、必要な保安教育を緊急作業に従事させる前に実施し、教育の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。</p>	<p>I-1-(2)表に定める保安教育に係る年度計画を策定する。</p> <p>6 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、保安教育に係る年度計画の策定に当たっては、核燃料取扱主任者の参画を求めるとともに、策定した年度計画の承認を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>7 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、従業員のうち、新たに着任した者に対し、その着任後速やかに第I-1-(2)表に従い、必要な保安教育を実施する。ただし、既に教育を施されている項目については省略することができる。</p> <p>8 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、第5項の計画に従って実施した教育の有効性を評価し、受講した従業員の技能及び経験を含め、その結果を記録する。</p> <p>9 放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、再処理施設に係る業務を行う者に対して行う保安教育については、第3項から第8項を準用する。</p> <p>10 安全管理部長及び契約部長は、再処理施設に係る保安活動を行う者に対して行う品質マネジメントに関する事項の教育について、第3項を準用する。</p> <p>11 廃止措置推進室長、センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、第103条第3項に基づき緊急作業に従事する要員（以下「緊急作業に従事する要員」という。）として選定を受けようとする者に対し、第I-1-(3)表に従い、必要な保安教育を緊急作業に従事させる前に実施し、教育の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。</p>	<p>○「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>
<p>第53条 (省略)</p>	<p>第53条 (変更なし)</p>	
<p style="text-align: center;">第6章 非常の場合に採るべき処置</p> <p style="text-align: center;">第1節 非常事態の措置</p>	<p style="text-align: center;">第6章 非常の場合に採るべき処置</p> <p style="text-align: center;">第1節 非常事態の措置</p>	
<p>第54条～第56条の5 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p>	<p>第54条～第56条の5 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第2節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p>	
<p>第57条～第58条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 救 護</p>	<p>第57条～第58条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第3節 救 護</p>	
<p>第59条 (省略)</p>	<p>第59条 (変更なし)</p>	
<p style="text-align: center;">第4節 通報連絡</p> <p>(迅速な通報等)</p>	<p style="text-align: center;">第4節 通報連絡</p> <p>(迅速な通報等)</p>	
<p>第60条 従業員は、第56条に定める通報を直ちに行う。</p>	<p>第60条 従業員は、第56条に定める通報を直ちに行う。</p>	
<p>2 廃止措置推進室長、担当課長又は当直長は、第56条第2項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに通報連絡責任者に通報（第一報）する。</p>	<p>2 廃止措置推進室長、担当課長又は当直長は、第56条第2項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに通報連絡責任者に通報（第一報）する。</p>	
<p>3 通報連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、直ちに研究所連絡責任者に通報</p>	<p>3 通報連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、直ちに研究所連絡責任者に通報</p>	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>(第一報) する。</p> <p>4 研究所連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、第 I - 5 (1) 図に示す通報連絡系統に従い、直ちに<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、理事長他関係者へ通報 (第一報) する。</p> <p>5 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、第一報のその後の状況の推移を適宜、所長に報告する。</p> <p>6 所長は、前項の報告を受けた場合は、第 I - 5 (2) 図に示す通報連絡系統に従い、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、理事長他関係者へ速やかに報告する。</p> <p>7 所長は、前項の報告の後、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 19 条の 16 各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合 (法令報告事象) に関しては、速やかに報告書を作成し、研究所担当理事の確認を受けた後、理事長に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 運転の再開</p> <p>第 61 条～第 62 条 (省略)</p> <p>第 7 章 核燃料物質等の運搬 第 63 条～第 67 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 記 録</p> <p>(記 録)</p> <p>第 68 条 廃止措置推進室長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長、工務技術部長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、契約部長及び統括監査の職は、その所掌する業務に関し、第 I - 6 表に定める事項について適正に記録する。</p> <p>2 廃止措置推進室長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長、工務技術部長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び統括監査の職は、前項の記録の保管・管理を第 51 条の 4 4.2 に従い実施する。</p> <p>(記録の検閲)</p> <p>第 69 条 核燃料取扱主任者は、第 I - 6 表に定める記録を検閲する。</p> <p>第 70 条 ～ 第 204 条 (省略)</p>	<p>(第一報) する。</p> <p>4 研究所連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、第 I - 5 (1) 図に示す通報連絡系統に従い、直ちに<u>安全管理部長</u>、理事長他関係者へ通報 (第一報) する。</p> <p>5 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、第一報のその後の状況の推移を適宜、所長に報告する。</p> <p>6 所長は、前項の報告を受けた場合は、第 I - 5 (2) 図に示す通報連絡系統に従い、<u>安全管理部長</u>、理事長他関係者へ速やかに報告する。</p> <p>7 所長は、前項の報告の後、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 19 条の 16 各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合 (法令報告事象) に関しては、速やかに報告書を作成し、研究所担当理事の確認を受けた後、理事長に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 運転の再開</p> <p>第 61 条～第 62 条 (変更なし)</p> <p>第 7 章 核燃料物質等の運搬 第 63 条～第 67 条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 記 録</p> <p>(記 録)</p> <p>第 68 条 廃止措置推進室長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長、工務技術部長、<u>安全管理部長</u>、契約部長及び統括監査の職は、その所掌する業務に関し、第 I - 6 表に定める事項について適正に記録する。</p> <p>2 廃止措置推進室長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長、工務技術部長、<u>安全管理部長</u>及び統括監査の職は、前項の記録の保管・管理を第 51 条の 4 4.2 に従い実施する。</p> <p>(記録の検閲)</p> <p>第 69 条 核燃料取扱主任者は、第 I - 6 表に定める記録を検閲する。</p> <p>第 70 条 ～ 第 204 条 (変更なし)</p> <p><u>附則</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	<p>○「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため (以下同じ)</p> <p>○附則の追加</p>

現 行	改 正 後	備考
<p style="text-align: center;">第 I - 1 図 保安管理組織・品質保証組織 (第 4 条関係)</p>	<p style="text-align: center;">第 I - 1 図 保安管理組織・品質保証組織 (第 4 条関係)</p>	<p>○組織改正を反映した図に変更するため</p>

現 行											改 正 後											備 考
運用管理	品質マネジメント	業務の計画及び実施									監視及び測定	評価及び改善				マネジメントレビュー						
<p>資源の提供</p> <p>人的資源(力量、教育・訓練及び認識)</p> <p>インフラストラクチャ</p> <p>作業環境</p>	<p>品質方針</p> <p>品質目標の策定・実施</p>	<p>保安規定、品質マネジメント計画書、各種文書、標準書式の策定及び改訂</p> <p>品質目標の策定・実施</p> <p>業務・再処理施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>業務の計画</p> <p>設計・開発</p> <p>調達</p> <p>監視機器及び測定器の管理</p> <p>業務の実施</p> <p>不適合の発生(不適合管理へ)</p>									<p>原子力の安全の確保(外部コミュニケーションを含む)、プロセスの監視・測定 (マネジメントレビュー#1、#2、#3へ、必要に応じて不適合の管理へ)</p> <p>検査及び試験(マネジメントレビュー#3へ、必要に応じて不適合の管理へ)</p>	<p>不適合の発生(監視・測定 他)</p> <p>不適合の処置</p> <p>報告(マネジメントレビュー#2へ)</p> <p>必要に応じて是正処置へ</p> <p>必要に応じて改善の実施(マネジメントレビュー#2へ)</p> <p>必要に応じて改善の実施(マネジメントレビュー#3へ)</p> <p>必要に応じて改善の実施(マネジメントレビュー#1へ)</p> <p>必要に応じて是正処置等(計画・実施・レビュー)</p> <p>報告(マネジメントレビュー#2へ)</p> <p>必要に応じて未然防止処置へ</p> <p>必要に応じて未然防止処置等(計画・実施・レビュー)</p> <p>報告(マネジメントレビュー#3へ)</p> <p>必要に応じて未然防止処置へ</p>				<p>インプット情報の整理(データ分析を含む)(内部監査の結果)</p> <p>インプット情報の整理(データ分析を含む)の取りまとめ</p> <p>インプット情報の整理(データ分析を含む)(内部監査の結果、再処理施設の安全の確保に関する外部の受け止め方、業務の成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む))並びに検査及び試験の結果、未然防止処置及び是正処置等の状況他)</p>	<p>マネジメントレビューの実施</p> <p>改善事項の指示</p> <p>改善事項の実施</p>					
<p>資源の提供</p> <p>人的資源(力量、教育・訓練及び認識)</p> <p>インフラストラクチャ</p> <p>作業環境</p>	<p>品質方針</p> <p>品質目標の策定・実施</p>	<p>保安規定、品質マネジメント計画書、各種文書、標準書式の策定及び改訂</p> <p>品質目標の策定・実施</p> <p>業務・再処理施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>業務の計画</p> <p>設計・開発</p> <p>調達</p> <p>監視機器及び測定器の管理</p> <p>業務の実施</p> <p>不適合の発生(不適合管理へ)</p>									<p>原子力の安全の確保(外部コミュニケーションを含む)、プロセスの監視・測定 (マネジメントレビュー#1、#2、#3へ、必要に応じて不適合の管理へ)</p> <p>検査及び試験(マネジメントレビュー#3へ、必要に応じて不適合の管理へ)</p>	<p>不適合の発生(監視・測定 他)</p> <p>不適合の処置</p> <p>報告(マネジメントレビュー#3へ)</p> <p>必要に応じて是正処置へ</p> <p>必要に応じて改善の実施(マネジメントレビュー#2へ)</p> <p>必要に応じて改善の実施(マネジメントレビュー#1へ)</p> <p>必要に応じて改善の実施(マネジメントレビュー#3へ)</p> <p>必要に応じて是正処置等(計画・実施・レビュー)</p> <p>報告(マネジメントレビュー#2へ)</p> <p>必要に応じて未然防止処置へ</p> <p>必要に応じて未然防止処置等(計画・実施・レビュー)</p> <p>報告(マネジメントレビュー#3へ)</p> <p>必要に応じて未然防止処置へ</p>				<p>インプット情報の整理(データ分析を含む)(内部監査の結果)</p> <p>インプット情報の整理(データ分析を含む)の取りまとめ</p> <p>インプット情報の整理(データ分析を含む)(内部監査の結果、再処理施設の安全の確保に関する外部の受け止め方、業務の成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む))並びに検査及び試験の結果、未然防止処置及び是正処置等の状況他)</p>	<p>マネジメントレビューの実施</p> <p>改善事項の指示</p> <p>改善事項の実施</p>					

○「安全・核セキュリティ統括部長」の業務プロセスを「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」に分担するため

第 I - 2 図 品質マネジメントシステム体系図 (第 51 条の 4 4.1 項関係)

第 I - 2 図 品質マネジメントシステム体系図 (第 51 条の 4 4.1 項関係)

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

現 行		改 正 後		備 考
第 I - 3 図 ~ 第 IV - 4 図 (省略)		第 I - 3 図 ~ 第 IV - 4 図 (変更なし)		
第 I - 1 - (1) 表 保安規定に基づき定める作業手順書等 (第 51 条の 4 4.2.1 関連) (1/2)		第 I - 1 - (1) 表 保安規定に基づき定める作業手順書等 (第 51 条の 4 4.2.1 関連) (1/2)		
保安規定 関連条項	文 書 名*	保安規定 関連条項	文 書 名*	
第 51 条の 4 4.1 一般要求事項	再処理施設グレード分けの基準 (センター) 品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け (放射線管理部) グレード分け要領書 (工務技術部)	第 51 条の 4 4.1 一般要求事項	再処理施設グレード分けの基準 (センター) 品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け (放射線管理部) グレード分け要領書 (工務技術部)	
第 51 条の 4 5.1 経営者の関与	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領 (安全・核セキュリティ統括部)	第 51 条の 4 5.1 経営者の関与	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領 (安全管理部)	
第 51 条の 4 5.4.1 品質目標	品質目標の設定管理要領 (安全・核セキュリティ統括部) 品質目標管理要領書 (研究所)	第 51 条の 4 5.4.1 品質目標	品質目標の設定管理要領 (安全管理部) 品質目標管理要領書 (研究所)	
第 51 条の 4 5.5.4 内部コミュニケーション	「中央安全審査・品質保証委員会の運営について」 (安全・核セキュリティ統括部) 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会規則 (研究所) 再処理施設安全専門委員会規則 (研究所) CAP 活動実施要領書 (研究所)	第 51 条の 4 5.5.4 内部コミュニケーション	「中央安全審査・品質保証委員会の運営について」 (安全管理部) 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会規則 (研究所) 再処理施設安全専門委員会規則 (研究所) CAP 活動実施要領書 (研究所)	
第 51 条の 4 5.6 マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領 (機構) 経営者による見直し規則 (センター)	第 51 条の 4 5.6 マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領 (機構) 経営者による見直し規則 (センター)	
第 51 条の 4 7.3 設計・開発	設計・開発管理規則 (センター) 設計・開発管理要領書 (放射線管理部) 設計・開発管理要領書 (工務技術部)	第 51 条の 4 7.3 設計・開発	設計・開発管理規則 (センター) 設計・開発管理要領書 (放射線管理部) 設計・開発管理要領書 (工務技術部)	
第 51 条の 4 7.4 調達	調達先の評価・選定管理要領 (契約部長) 購買管理規則 (センター) 調達管理要領書 (放射線管理部) 調達管理要領書 (保安管理部) 調達管理要領書 (工務技術部)	第 51 条の 4 7.4 調達	調達先の評価・選定管理要領 (契約部長) 購買管理規則 (センター) 調達管理要領書 (放射線管理部) 調達管理要領書 (保安管理部) 調達管理要領書 (工務技術部)	
第 51 条の 4 4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	文書及び記録管理要領 (安全・核セキュリティ統括部) 文書・記録管理要領書 (研究所) 文書管理規則 (センター) 品質記録の管理規則 (センター) 文書・記録管理要領書 (放射線管理部) 文書・記録管理要領書 (保安管理部) 文書・記録管理要領書 (工務技術部)	第 51 条の 4 4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	文書及び記録管理要領 (安全管理部) 文書・記録管理要領書 (研究所) 文書管理規則 (センター) 品質記録の管理規則 (センター) 文書・記録管理要領書 (放射線管理部) 文書・記録管理要領書 (保安管理部) 文書・記録管理要領書 (工務技術部)	
第 51 条の 4 8.2.4 検査及び試験	検査・試験管理規則 (センター) 検査及び試験管理要領書 (放射線管理部) 検査及び試験管理要領書 (保安管理部) 検査及び試験管理要領書 (工務技術部)	第 51 条の 4 8.2.4 検査及び試験	検査・試験管理規則 (センター) 検査及び試験管理要領書 (放射線管理部) 検査及び試験管理要領書 (保安管理部) 検査及び試験管理要領書 (工務技術部)	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

現 行		改 正 後		備 考
第 51 条の 4 8.3 不適合管理 8.5 改善	不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領 (<u>安全・核セキュリティ統括部</u>) 不適合管理及び是正処置・未然防止処置規則 (センター) 不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書 (放射線管理部) 不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書 (保安管理部) 不適合管理及び是正・未然防止処置要領書 (工務技術部)	第 51 条の 4 8.3 不適合管理 8.5 改善	不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領 (<u>安全管理部</u>) 不適合管理及び是正処置・未然防止処置規則 (センター) 不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書 (放射線管理部) 不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書 (保安管理部) 不適合管理及び是正・未然防止処置要領書 (工務技術部)	○「安全・核セキュリティ統括部」から「安全管理部」へ変更 (以下同じ)
第 51 条の 4 8.2.2 内部監査	原子力安全監査実施要領 (機構)	第 51 条の 4 8.2.2 内部監査	原子力安全監査実施要領 (機構)	
* 機 構 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 研究所 : 核燃料サイクル工学研究所 センター : 再処理廃止措置技術開発センター		* 機 構 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 研究所 : 核燃料サイクル工学研究所 センター : 再処理廃止措置技術開発センター		
第 I - 1 - (1) 表 保安規定に基づき定める作業手順書等 (第 51 条の 4 4.2.1 関連) (2/2)		第 I - 1 - (1) 表 保安規定に基づき定める作業手順書等 (第 51 条の 4 4.2.1 関連) (2/2)		
保安規定 関連条項	文 書 名*	保安規定 関連条項	文 書 名*	
第 51 条の 4 7.1 業務の計画 第 51 条の 4 7.5 業務の実施 第 55 条 (非常事態の措置に係る計画) 第 70 条 (放射線管理に係る計画) 第 115 条 (廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画) 第 199 条 (環境監視に係る計画)	業務の計画及び実施管理要領 (<u>安全・核セキュリティ統括部</u>) 定期的な作業の観察及び評価実施要領書 (研究所) 安全ピアレビュー実施要領書 (研究所) 保安活動指標 (PI) 設定評価要領書 (研究所) 業務実施計画作成規則 (センター) 業務の計画及び実施要領書 (放射線管理部) 業務の計画及び実施管理要領書 (保安管理部) 業務の計画及び実施管理要領書 (工務技術部) 運転及び保守の管理規則 (センター)	第 51 条の 4 7.1 業務の計画 第 51 条の 4 7.5 業務の実施 第 55 条 (非常事態の措置に係る計画) 第 70 条 (放射線管理に係る計画) 第 115 条 (廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画) 第 199 条 (環境監視に係る計画)	業務の計画及び実施管理要領 (<u>安全管理部</u>) 定期的な作業の観察及び評価実施要領書 (研究所) 安全ピアレビュー実施要領書 (研究所) 保安活動指標 (PI) 設定評価要領書 (研究所) 業務実施計画作成規則 (センター) 業務の計画及び実施要領書 (放射線管理部) 業務の計画及び実施管理要領書 (保安管理部) 業務の計画及び実施管理要領書 (工務技術部) 運転及び保守の管理規則 (センター)	
第 51 条の 4 6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 第 52 条 (保安教育) 第 53 条 (保安訓練)	教育訓練管理要領 (<u>安全・核セキュリティ統括部</u>) 教育・訓練管理規則 (センター) 教育・訓練要領書 (放射線管理部) 教育・訓練要領書 (保安管理部) 教育・訓練管理要領書 (工務技術部)	第 51 条の 4 6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 第 52 条 (保安教育) 第 53 条 (保安訓練)	教育訓練管理要領 (<u>安全管理部</u>) 教育・訓練管理規則 (センター) 教育・訓練要領書 (放射線管理部) 教育・訓練要領書 (保安管理部) 教育・訓練管理要領書 (工務技術部)	
第 51 条の 4 7.2.3 外部とのコミュニケーション	フリーアクセス管理要領書 (研究所)	第 51 条の 4 7.2.3 外部とのコミュニケーション	フリーアクセス管理要領書 (研究所)	
* 機 構 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 研究所 : 核燃料サイクル工学研究所 センター : 再処理廃止措置技術開発センター		* 機 構 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 研究所 : 核燃料サイクル工学研究所 センター : 再処理廃止措置技術開発センター		
第 I - 1 - (2) 表 ~ 第 I - 6 表 (3/5) (省略)		第 I - 1 - (2) 表 第 I - 6 表 (3/5) (変更なし)		

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

現 行				改 正 後				備 考
第 I - 6 表 記 録 (第 68, 69 条関係) (4/5)				第 I - 6 表 記 録 (第 68, 69 条関係) (4/5)				
記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	記録保管責任者	記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	記録保管責任者	
ホ 受入・貯蔵、せん断処理、化学処理、廃棄物処理及びこれらに関する設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	1 年間	技術部長 (品質保証課長)	ホ 受入・貯蔵、せん断処理、化学処理、廃棄物処理及びこれらに関する設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	1 年間	技術部長 (品質保証課長)	
4 再処理施設の事故記録				4 再処理施設の事故記録				
イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	廃止措置の終了についての原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	技術部長 (技術管理課長) 放射線管理部長 (線量計測課長) 保安管理部長 (安全対策課長)	イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	廃止措置の終了についての原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	技術部長 (技術管理課長) 放射線管理部長 (線量計測課長) 保安管理部長 (安全対策課長)	
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	同 上	同 上	保安管理部長 (安全対策課長)	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	同 上	同 上	保安管理部長 (安全対策課長)	
ハ 事故の原因	同 上	同 上	工務技術部長 (管理課長)	ハ 事故の原因	同 上	同 上	工務技術部長 (管理課長)	
ニ 事故後の処置	同 上	同 上		ニ 事故後の処置	同 上	同 上		
5 気象記録				5 気象記録				
イ 風向及び風速	連続して ²⁾	10 年間	放射線管理部長 (環境監視課長)	イ 風向及び風速	連続して ²⁾	10 年間	放射線管理部長 (環境監視課長)	
ロ 降雨量	同 上	同 上		ロ 降雨量	同 上	同 上		
ハ 大気温度	同 上	同 上		ハ 大気温度	同 上	同 上		
6 保安教育の記録				6 保安教育の記録				
イ 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	廃止措置推進室長 センター内各部長 放射線管理部長 保安管理部長 工務技術部長	イ 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	廃止措置推進室長 センター内各部長 放射線管理部長 保安管理部長 工務技術部長	
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	同 上		ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	同 上		
ハ 保安教育を受けた者の氏名	同 上	同 上		ハ 保安教育を受けた者の氏名	同 上	同 上		
7 品質マネジメントの記録				7 品質マネジメントの記録				
品質マネジメント文書並びに品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く)	作成又は変更の都度	5 年間	廃止措置推進室長 センター内各部長 放射線管理部長 保安管理部長 工務技術部長 <u>安全・核セキュリティ統括部長</u> 統括監査の職 契約部長	品質マネジメント文書並びに品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く)	作成又は変更の都度	5 年間	廃止措置推進室長 センター内各部長 放射線管理部長 保安管理部長 工務技術部長 <u>安全管理部長</u> 統括監査の職 契約部長	

○使用済燃料の再処理の事業に関する規則に基づく記録に係る記録保管責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全管理部長」に変更するため

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
第 I - 6 表 (5/5) ~ 第 IV - 7 表 (省略)	第 I - 6 表 (5/5) ~ 第 IV - 7 表 (変更なし)	